

## 輸出基幹品目販路開拓業務仕様書

### 1 委託業務名

輸出基幹品目販路開拓業務

### 2 委託期間

委託契約締結の日から平成32年3月16日まで

### 3 業務の目的

世界の食の市場規模は今後大きく増大することが予想されており、特に経済成長を背景に所得水準が著しく増加している海外の市場では、本県の安全・安心で高品質な食材の販路開拓の可能性がある。

本事業は、輸出を主たる事業としている商社等からの企画提案に基づき、海外での輸出基幹品目の販路開拓に関する取組に対し、宮城県が事業者と契約して業務を委託し、県産品の販路拡大と「食材王国みやぎ」の情報発信を図ることを目的とする。

### 4 輸出基幹品目の選定

本業務において販路開拓を行う品目を、宮城県農林水産物等輸出促進戦略で定める以下の輸出基幹品目の中から選定すること（複数選定可）。

【水産物、米、牛肉、いちご（いずれも加工品含む）】

### 5 付随して販路開拓を行う品目の選定

本業務において、輸出基幹品目と共に販路開拓を行うことで、より相乗効果が図られる品目があれば自由に選定すること（複数選定可）。なお、本業務の目的は輸出基幹品目の販路開拓であることに留意すること。

### 6 対象国・地域の選定

本業務において販路開拓を行う対象国・地域を、宮城県農林水産物等輸出促進戦略で定める以下の重点対象国・地域の中から選定すること（複数選定可）。

【香港、マカオ、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム】

なお、選定においては、それぞれの国・地域の輸入規制や検疫等の動向について特に注意すること。

### 7 委託業務の内容

#### （1）海外でのプロモーションの実施

選定した対象国・地域において、選定した輸出基幹品目の販路開拓につながるプロモーションを実施すること。

プロモーションは、レストランや小売店等での試食会、食材フェアといった形態等で実施し、事業者からのプレゼンテーションにより輸出基幹品目の魅力を紹介すること。

なお、プロモーションについては、当該対象国・地域の食品事業者等と協議の上で、特に業

務向けの販路開拓に向けてより訴求効果が高い手法・時期・期間・会場を選定するとともに、業務受託期間中に複数回の実施を基本とすること。

また、実施する複数回のプロモーションは、それぞれ単独した実施ではなく、事業期間内で相乗効果が図られる連動した実施が望ましい。

## (2) 現地市場への定着に向けた取組

当該対象国・地域における輸出基幹品目の更なる知名度向上と市場への定着を目的として、プロモーションの実施前後、現地バイヤー等に対して商品訴求のための助言を求め、その後の継続的な販路の構築に向けた調整を行うこと。

なお、当該調整のために、本業務内において現地バイヤー等を宮城県内に招へいしても差し支えない。

## (3) 目標指標の設定

上記(1)(2)の取組を通じて新たに創出する輸出数量・金額等、評価指標と目標値を明確化するとともに、その実績を契約終了時まで把握すること。

## (4) 市場調査レポートの作成・提出

上記(1)(2)の取組を通じて、対象国における市場ニーズを把握・分析し、今後の販路開拓に向けた課題と対応策等についてのレポートを作成して県に提出すること。

## (5) 現地配布資料の作成

プロモーションにおいて使用する輸出基幹品目の紹介資料、メニュー表等の企画、作成及び管理を、県と調整しながら行うこと。

## (6) アンケートの実施

プロモーションの実施に際し、現地関係者等を対象としたアンケートを実施し、回収・集計・考察を行い、その結果を取りまとめること。

## (7) 開催記録の作成

本業務の記録写真の撮影を行うとともに、新聞、メディア等の掲載記事、情報を開催記録として収集・納品すること。なお、報道機関等への記者投げ込みは県が行う。

## (8) 企画設計・調整

イ 本業務全体の計画書及び進行表等を作成すること。

ロ 本業務全体を適切に進行管理するための運営体制を整備し、明示すること。

ハ 事前準備からプロモーションの実施までのスケジュール調整及びバイヤーや出展者等との連絡調整、プロモーション当日の会場設営（装飾、案内板の設置等）、進行管理、撤収作業までの全ての運営業務を行うこと。

ニ プロモーション実施後のバイヤー等からの問い合わせや要望に対応すること。

ホ 全体の企画運営は、県と十分連携しながら行うこと。

## 8 成果品

本業務の成果品として、以下のものを提出すること。なお、本成果品の仕様・提出期限等は別途指示するものとする。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 輸出基幹品目販路開拓業務実績報告書     | 2部 |
| (2) 業務完了報告書               | 1部 |
| (3) 開催記録                  | 2部 |
| (4) アンケート調査実績報告書          | 2部 |
| (5) 上記(1)から(4)までを記録したCD-R | 2枚 |

## 9 注意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- (3) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された事業者と県との協議により決定する。
- (4) 県は、受託者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部もしくは全部を返還させることができるものとする。

## 10 その他

受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。